

# 自治会・地域組織に関する補助金

令和5年4月1日現在

都留市には、次のような独自の補助金制度がありますので、ご利用ください。なお、補助金を受けることのできる要件や補助額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

| 番号 | 制度の名称   | 制度の概要                                      | 対象者              | 内 容   | 問い合わせ先          |
|----|---|--|------------------|---|-----------------|
| 1  | <a href="#">まちづくり事業補助金</a><br>( <a href="#">防犯灯整備事業</a> )           | 自治会等が管理している防犯灯の新設や取替に要する費用を補助します。          | 自治会、防犯灯を管理している団体 | 補助金の額：<br>防犯灯器具の新設・取替<br>LED 灯 12,000 円<br>蛍光灯 5,000 円<br>柱の新設・取替<br>15,000 円<br>※防犯灯および柱の移設・撤去や部分的な修繕・交換は補助対象外 | 地域環境課<br>地域振興担当 |
| 2  | <a href="#">まちづくり事業補助金</a><br>( <a href="#">自治会施設整備事業</a> )         | 自治会が管理している自治会館や集会所等の新築や増築、修繕等に要する費用を補助します。 | 自治会              | 補助金の額：<br>新築 補助対象経費の1/3 又は限度額(200万円)<br>増改築・修繕 補助対象経費の1/3 又は限度額(100万円)のいずれか低い額                                  | 地域環境課<br>地域振興担当 |
| 3  | <a href="#">まちづくり事業補助金</a><br>( <a href="#">児童遊園地遊具整備事業</a> )       | 自治会が管理している公園の遊具の設置や修繕に要する費用を補助します。         | 自治会              | 補助金の額：<br>遊具の設置や修繕にかかる費用の1/2(上限10万円)  | 地域環境課<br>地域振興担当 |
| 4  | <a href="#">まちづくり事業補助金</a><br>( <a href="#">特色あるまちづくり事業</a> )       | 自治会が実施する環境保全、防災、文化、青少年活動に要する費用を補助します。      | 自治会              | 補助金の額：<br>事業費の10/10(1自治会年間3万円上限)  | 地域環境課<br>地域振興担当 |
| 5  | <a href="#">まちづくり事業補助金</a><br>( <a href="#">ごみステーション用ボックス整備事業</a> ) | 自治会が設置するごみステーション用ボックスの購入に要する費用を補助します。      | 自治会              | 補助金の額：<br>ごみステーションの購入にかかる費用の1/2(上限5万円)  | 地域環境課<br>地域振興担当 |

| 番号 | 制度の名称                          | 制度の概要   | 対象者               | 内 容  | 問い合わせ先                 |
|----|--------------------------------|---|-------------------|--|------------------------|
| 6  | <a href="#">防犯カメラ設置事業補助金</a>   | 犯罪の予防等を目的に防犯カメラの設置を行う団体に対し、その設置費用を補助します。                                  | 自治会、まちづくり協議会、防犯組織 | 補助金の額：<br>防犯カメラの設置にかかる費用の1/2（上限15万円）                                     | 地域環境課<br>地域振興担当        |
| 7  | <a href="#">コミュニティ助成事業補助金</a>  | 自治会やコミュニティ組織が活動に必要な設備や自治会館等の施設を整備する費用を補助します。                              | 自治会、コミュニティ組織      | 補助金の額：<br>一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで<br>コミュニティセンター事業 事業費の3/5（上限1,500万円） | 地域環境課<br>地域振興担当        |
|    |                                | 自主防災組織が実施する防災活動や、活動に付随する資機材の費用を補助します。                                     | 自主防災組織            | 補助金の額：<br>30万円から200万円まで  | 総務課<br>行政防災室<br>危機管理担当 |
| 8  | 環境保全促進助成事業補助金                  | 自治会やコミュニティ組織が地域環境にかかる保全活動、啓発教育のためのイベントに要する費用を補助します。                       | 自治会、コミュニティ組織      | 補助金の額：<br>100万円<br>※毎年実施する活動、書籍の発刊やクリーン活動は対象外                            | 地域環境課<br>環境政策室         |
| 9  | <a href="#">空家等地域活性化拠点整備事業</a> | 空家等について、リフォーム後の住宅または除却後の跡地を地域コミュニティの活性化に活用するためのリフォームまたは除却に要する費用の一部を補助します。 | 自治会、まちづくり協議会等     | 補助金の額：<br>空家等のリフォームにかかる費用の2/3の額（上限150万円）<br>空家等の除却にかかる費用の4/5の額（上限200万円）  | 地域環境課<br>環境政策室         |

| 番号 | 制度の名称                                 | 制度の概要                                 | 対象者             | 内 容  | 問い合わせ先                 |
|----|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|--|------------------------|
| 10 | <a href="#">防災資機材整備費補助金</a>           | 自主防災組織が整備をする防災資機材の購入に要する費用を補助します。     | 自主防災組織          | 補助金の額：<br>防災資機材の購入及び機械類の修繕にかかる費用の2/3の額（3万円以上の備品）<br>※消耗品や3万円以下の備品は1/2の額<br>（1組織年間1回10万円上限）   | 総務課<br>行政防災室<br>危機管理担当 |
| 11 | <a href="#">避難所自主防災組織防災訓練経費補助金</a>    | 避難所単位で自主防災組織が実施する防災訓練に要する費用を補助します。    | 避難所自主防災組織       | 補助金の額：<br>事業費の10/10（1避難所自主防災組織年間3万円上限）   | 総務課<br>行政防災室<br>危機管理担当 |
| 12 | <a href="#">元気な都留市「いーばしょ」づくり事業補助金</a> | 高齢者などの通いの場である「いーばしょ」の運営等にかかる費用を補助します。 | 「いーばしょ」づくりを行う団体 | 補助金の額：<br>施設改修費用（上限20万円）<br>備品購入費（上限10万円）<br>※いずれも補助対象となった場合は10年間補助対象外<br>施設借上費用（上限月額2万円）<br>講師費用（上限年額12万円）※1回あたり上限2万円<br>運営費（上限年額10万円）※1回あたり上限2千円 | 長寿介護課<br>包括支援担当        |
| 13 | <a href="#">地区敬老会補助金</a>              | 地域で老人週間後に敬老会を開催する際に要する費用を補助します。       | 敬老会実施団体         | 補助金の額：<br>敬老会を開催する年度の翌年の4月1日において70歳以上の高齢者の参加人数に1千円を乗じた額  | 長寿介護課<br>高齢者福祉担当       |

| 番号 | 制度の名称        | 制度の概要                             | 対象者     | 内 容   | 問い合わせ先      |
|----|--------------|-----------------------------------|---------|---|-------------|
| 14 | 消防施設等整備事業補助金 | 防災対策充実のための消防施設等設備の施工に要する費用を補助します。 | 自治会、消防団 | 補助金の額：<br>消防詰所、火の見やぐら等の新築・増改築・修繕・解体撤去費用の3/4<br>(上限750万円)<br>消火栓附属設備設置費用の3/4(上限30万円) | 消防課<br>庶務担当 |